

御嶽山火山防災避難計画の一部
改正について

令和2年2月14日（金）

御嶽山火山防災協議会

御嶽山火山防災避難計画の一部改正について（案）

1 改正理由

情報伝達訓練を踏まえ、新たに火山砂防や登山関係施策を所管する県機関への伝達や協議会事務局の伝達する機関数の標準化による負担軽減などを行い、情報の共有と速やかな情報伝達による迅速な対応へ繋げるため。

2 改正内容

「7. 情報連絡体制、（1）噴火警報・予報等の火山情報の伝達、①情報連絡の体制」中、【図 13】を別紙のとおり変更する。

(1) 伝達先の追加

改正前	改正後
—	長野県危機管理部 → <u>長野県建設部砂防課</u> → <u>長野県観光部山岳高原観光課</u>
—	長野県危機管理部 → <u>登山者、観光客、地域住民等</u> ※ツイッター等による情報発信を想定

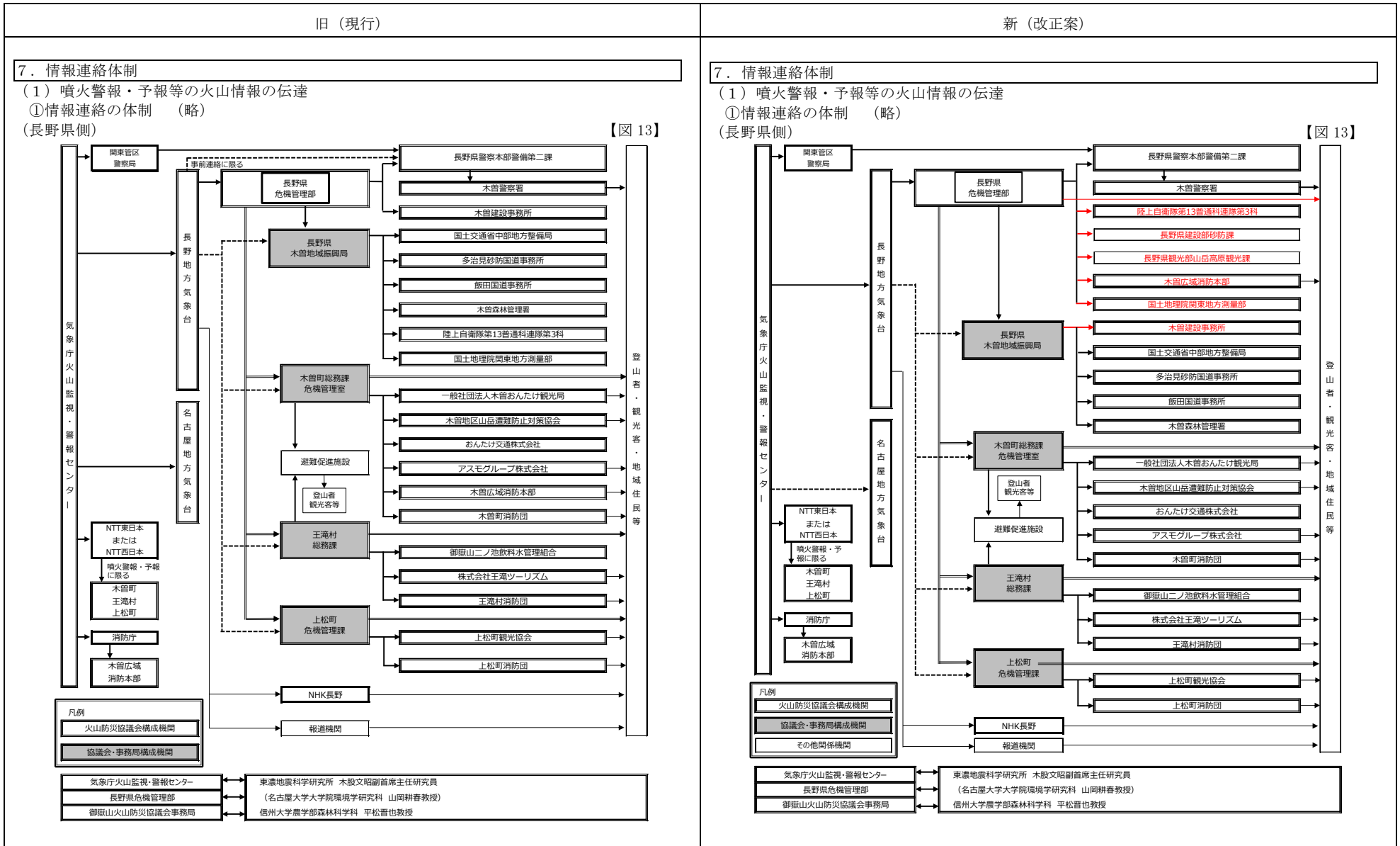
(2) 伝達元及び伝達先の変更

改正前	改正後
<u>木曾地域振興局</u> → 国土地理院関東地方測量部 陸上自衛隊第13普通科連隊第3科	<u>長野県危機管理部</u> → 国土地理院関東地方測量部 陸上自衛隊第13普通科連隊第3科
<u>長野県危機管理部</u> → 木曾建設事務所	<u>木曾地域振興局</u> → 木曾建設事務所
<u>木曾町総務課危機管理室</u> → 木曾広域消防本部	<u>長野県危機管理部</u> → 木曾広域消防本部

3 施行日

令和2年2月14日

御嶽山火山防災避難計画 新旧対照表



(別紙)

7. 情報連絡体制

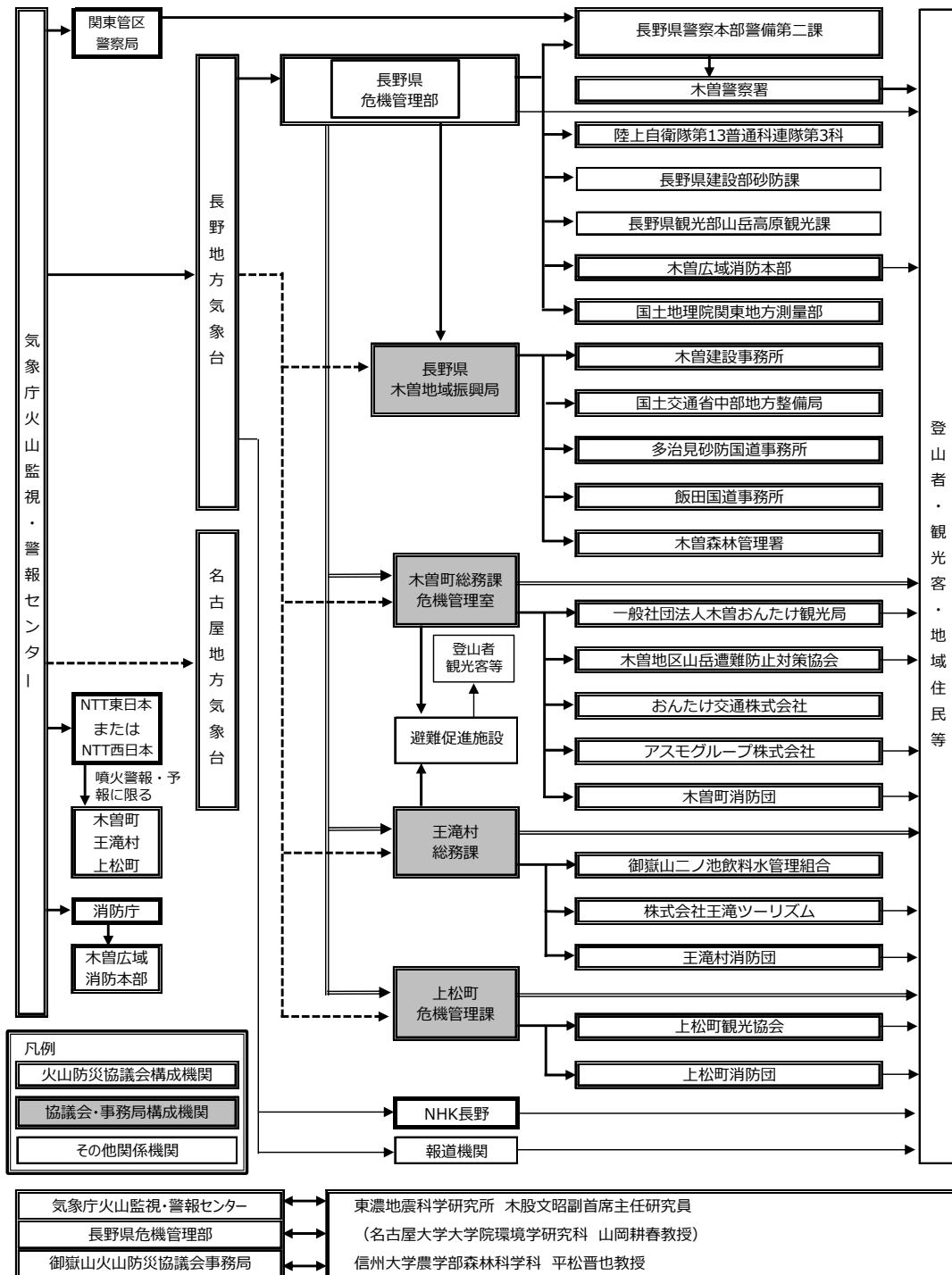
(1) 噴火警報・予報等の火山情報の伝達

① 情報連絡の体制

御嶽山に関する噴火警報・予報等の火山情報は、【図 13】、【図 14】の体制により、伝達を行う。

(長野県側)

【図 13】



- ・ 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達システムを示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。
また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。